

定例会議料 資	令和7年上半期の苦情受理状況について	令和7年8月6日 県民支援相談課
------------	--------------------	---------------------

1 概況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
上半期件数	24(3)	18(2)	9(4)	19(9)	9(1)	4(1)
年間件数	41(7)	36(6)	12(5)	38(14)	16(4)	—

※()内は「非のある苦情」件数

2 所属別

	本 部	高 知	高 知 南	高 知 東	室 戸	安 芸	南 国	土 佐	佐 川	須 崎	窪 川	中 村	宿 毛	合 計
令和7年上半期	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4
令和6年上半期	0	2	5	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	9

3 部門別

	地域	生活安全	刑事	交通	その他	合 計
令和7年上半期	0(0)	1(1)	1(0)	2(0)	0(0)	4(1)
令和6年上半期	4(2)	0(0)	3(0)	2(0)	0(0)	9(2)

※()内は「非のある苦情」件数

4 態様別

	執務の態様に関する苦情	言動に関する苦情	運転に関する苦情	合 計
令和7年上半期	2(1)	2(0)	0(0)	4(1)
令和6年上半期	8(1)	1(0)	0(1)	9(2)

※()内は「非のある苦情」件数

(令和7年上半期における「非のある苦情」の内容)

- ・ 執務の態様に関する苦情

5 その他

- (1) 苦情への組織的な対応
- (2) 業務改善

定例会議資料	銃砲刀剣類等一斉検査の実施結果について	令和7年8月6日 生活安全企画課																																																								
<p>1 実施根拠 銃砲刀剣類所持等取締法第13条 都道府県公安委員会は、第4条第1項第1号の規定による許可を受けた猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途に供しているかどうか、その他許可を受けた銃砲等又は刀剣類の所持が適正に行われているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察職員に、検査させることができる。</p> <p>2 検査状況</p> <p>(1) 検査期間 令和7年4月1日から同年6月30日までの間</p> <p>(2) 検査方法 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく許可を受けた者に、許可を受けた銃砲等を持参させた上、実施要領に基づいて対面方式により実施</p> <p>(3) 検査項目 ア 許可に係る用途に供しているか イ 所持が適正に行われているか</p> <p>3 検査結果</p> <p>(1) 猟銃等：検査対象2,864丁に対して、2,861丁の検査を実施（実施率99.9%） (2) 猟銃等以外：検査対象122丁に対して、122丁の検査を実施（実施率100%） (3) 刀剣類：検査対象108振に対して、108振の検査を実施（実施率100%）</p> <table border="1" data-bbox="252 1330 1449 1543"> <thead> <tr> <th>署</th> <th>高知</th> <th>高知南</th> <th>高知東</th> <th>室戸</th> <th>安芸</th> <th>南国</th> <th>土佐</th> <th>佐川</th> <th>須崎</th> <th>窪川</th> <th>中村</th> <th>宿毛</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>猟銃等</td> <td>174</td> <td>145</td> <td>414</td> <td>103</td> <td>274</td> <td>494</td> <td>198</td> <td>225</td> <td>183</td> <td>114</td> <td>376</td> <td>161</td> <td>2,861丁</td> </tr> <tr> <td>猟銃等以外</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>45</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>122丁</td> </tr> <tr> <td>刀剣類</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>50</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>108振</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 検査時に認知した違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 書換え義務違反、発射制限違反 標的射撃用途の銃を狩猟及び有害鳥獣駆除の用途に供していたもの ○ 実包等装填義務違反 検査時、空気銃の丸型弾倉に空気銃鉛弾が装填されたままであったもの <p>5 今後の事故防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 狩猟期における事件・事故の防止に向けた取組の実施 ○ 各地区猟友会総会等における事故防止の周知徹底及び啓発活動の実施 ○ 経験者講習会及び初心者講習会における事故事例を活用した啓発活動の実施 			署	高知	高知南	高知東	室戸	安芸	南国	土佐	佐川	須崎	窪川	中村	宿毛	合計	猟銃等	174	145	414	103	274	494	198	225	183	114	376	161	2,861丁	猟銃等以外	9	13	13	4	5	45	9	3	6	2	10	3	122丁	刀剣類	9	0	1	6	8	5	11	12	50	4	2	0	108振
署	高知	高知南	高知東	室戸	安芸	南国	土佐	佐川	須崎	窪川	中村	宿毛	合計																																													
猟銃等	174	145	414	103	274	494	198	225	183	114	376	161	2,861丁																																													
猟銃等以外	9	13	13	4	5	45	9	3	6	2	10	3	122丁																																													
刀剣類	9	0	1	6	8	5	11	12	50	4	2	0	108振																																													